

令和元年12月16日

岩美町議会  
議長 足立 義明 様

岩美町議会産業福祉常任委員会  
委員長 川口 耕司

### 委員会行政調査報告書

岩美町議会産業福祉常任委員会は、令和元年11月12日に内閣府、13日に東京都荒川区役所、東京都文京区社会福祉協議会、14日に総務省で行政調査を行いましたので、岩美町議会会議規則第77条の規定により、別紙のとおり報告します。

## 【はじめに】

産業福祉常任委員会の本年度の行政調査は、「子どもの貧困対策」の調査を大きな柱にし、子どもの貧困対策担当の内閣府のレクチャーを受け、全国区的にも先進的取組として注目されている東京都荒川区と子ども食堂を含めて地域の居場所づくりに取り組んでいる東京都文京区社会福祉協議会で調査し、合わせて平成25年マイナンバー法成立、27年通知カード交付、28年マイナンバーカード交付を開始したマイナンバー制度及びマイナンバーカードについて総務省のレクチャーを受けた。

子どもの貧困対策の分野では、本年6月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正により、市町村も「子どもの貧困対策計画」を策定することが努力義務とされた。また、町内のボランティア団体によって開設された「子ども食堂」の今後の展開について、議会としても注目していかなければならない。

このような国の動向や住民の自主的な取組をふまえ、議会としてこの分野の施策の推進に力を尽くすため、子どもの貧困対策に積極的に取り組んでいる先進事例に学ぶとともに「子どもの貧困対策推進法」の改正内容及び政府の新しい大綱について認識を深めることを目的に調査に取り組んだ。

町の施策推進につながることを調査の最終目標としており、調査で学んだことをどう生かしていくかの検討を常任委員会で議論しまとめていくことを委員会で合意しているところである。

今回の報告書は、その肝の部分に欠いたものにせざるを得なかった。したがって、当該報告書は、調査先機関の説明の概要及び質疑応答の概要にとどめている。引き続き常任委員会の議論を経て今後も調査・研究を続けていきたい。

## 【1】調査事項及び調査期日

- |          |                             |            |  |
|----------|-----------------------------|------------|--|
| (1) 調査先1 | 内閣府                         |            |  |
| 調査事項     | 子どもの貧困対策について                |            |  |
| 調査期日     | 令和元年11月12日(火)               | 13時~15時    |  |
| (2) 調査先2 | 東京都荒川区役所                    |            |  |
| 調査事項     | 子供の貧困対策について<br>ゆいの森あらかわについて |            |  |
| 調査期日     | 令和元年11月13日(水)               | 9時30分~12時  |  |
| (3) 調査先3 | 東京都文京区社会福祉協議会               |            |  |
| 調査事項     | 子ども食堂について                   |            |  |
| 調査期日     | 令和元年11月13日(水)               | 13時30分~15時 |  |
| (4) 調査先4 | 総務省                         |            |  |
| 調査事項     | マイナンバーカードについて               |            |  |
| 調査期日     | 令和元年11月14日(木)               | 10時~12時    |  |

## 【2】説明者等

### (1) 内閣府

- ・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（子どもの貧困対策担当）付  
参事官補佐 井関 大洋
- ・政策統括官（共生社会政策担当）付  
子どもの貧困対策担当  
総合調整担当（バリアフリー・ユニバーサルデザイン）  
参事官補佐 山田 公義
- ・厚生労働省 子ども家庭局  
家庭福祉課 企画係 川畑 研介

### (2) 東京都荒川区

- ・荒川区子育て支援部  
子育て支援課長 伊藤 節子

### (3) 文京区社会福祉協議会

- ・事務局次長 田口 弘之
- ・地域福祉推進係長 浦田 愛

### (4) 総務省

- ・内閣官房 番号制度推進室  
内閣府 大臣官房番号制度担当室  
参事官補佐 中井 優
- ・総務省 自治行政局住民制度課  
本人確認情報保護専門官（併）課長補佐 保科 実
- ・総務省 自治行政局地域情報政策室  
マイナポイント施策推進室  
理事官 東 宣行

### (5) 岩美町

#### 産業福祉常任委員会

- |     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 川口 耕司 | 副委員長 | 寺垣 智章 |
| 委員  | 田中 克美 | 委員   | 森田 洋子 |
| 委員  | 橋本 恒  | 委員   | 柳 正敏  |

#### 随員

- |           |       |        |       |
|-----------|-------|--------|-------|
| 福祉課長      | 大西 正彦 | 住民生活課長 | 松本 邦裕 |
| 議会事務局局長補佐 | 武田 紀子 |        |       |

## 調査先1 内閣府

### ○事前に提出した質問とそれに対する回答

**質問：平成26年1月17日施行「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と本年6月12日に成立した改正法の変更点について**

**回答：**「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、貧困の連鎖によって、明日の日本を支えていく子どもたちの将来が閉ざされてはならないとの決意の下、平成25年度に成立した。これを受けて「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、児童扶養手当の充実や幼児教育の段階的な無償化など対策が加速化された。

さらに、令和元年6月には、法律の目的・基本理念を充実するため、議員提出により一部改正法が成立した。改正後の法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」への投資だけでなく、今現在困っている子どもへの支援についても明記された。また、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること等が明記された。

また、「子どもの貧困対策計画」の策定については、都道府県計画は既に努力義務とされていたが、改正法により市町村計画の策定についても努力義務とされた。

**質問：平成26年8月29日閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」の見直し議論のポイントについて**

**回答：**改正法に伴う新たな大綱については、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」において令和元年度中に策定する（令和元年11月29日閣議決定）こととされた。また、有識者会議より提言がなされ、これまでの施策に一定の評価がされる一方で、今なお支援が必要な子どもやその家族が多く存在することや地域による取組の格差の拡大等について指摘がされた。

#### 【有識者会議での提言】

○基本方針：子育てを家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えて、社会全体で課題を解決

前大綱を踏まえて、次の大綱により5年間でより頑張るべき3つの視点

- ① 学齢期の取り組みに加えて、妊娠・出産期からの支援や社会的自立に向けた高校中退者への支援。
- ② 自治体における取組の平準化として、進んでいる自治体の先行事例を紹介。
- ③ 支援を確実に届けるためアウトリーチによる早期発見。

この有識者会議の提言により、新たな大綱においては、「全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。そのためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、

社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。」を基本的な方針とした。

また、子どもの貧困に対する指標を25項目から約40項目へ増やし、貧困の実態がよりきめ細やかに見られるようにし、理想としては、指標を見れば貧困の増減が分かるようにしたいと考えている。

### **質問：改正法によって努力義務とされた市町村の「子どもの貧困対策計画」策定について**

#### **① 実効性のある計画にするための留意点**

**回答：**改正法の国会付帯決議において、計画策定時には子どもやその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策の活動を行う民間団体等の意見が反映されるよう努めることとされた。

国の大綱策定における有識者会議においても、法律の義務付けにより奨学金を受けている大学生がメンバーになっていた。新たな大綱の策定においては、もっと下の世代である児童養護施設の高校生、奨学金を受けている高校生及び大学認定試験を頑張っている17歳の方等の意見を聴いている。

また、市町村計画の策定においては、市町村個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村の意思が十分に尊重されること、当該市町村に対する学術的又は財政的支援等や全国的な調査に努めることとされた。

今年度は、全国7ブロックにおいて、市町村を対象とした子どもの貧困対策研修会を開催する。(鳥取会場 11月14日開催)

#### **質問：② 子ども・子育て支援法にもとづいて策定している「子ども・子育て支援事業計画」との関連・相互の位置付けについて**

**回答：**計画は、「子どもの貧困対策計画」単独の計画であっても、次世代育成推進法に基づく行動計画や子ども・子育て支援計画等の他の計画と一体の計画であってもよい。他の計画と一体の計画においては、「子どもの貧困」という枠を作ってもらえればよい。策定済みの市町村においても、他の計画と一体のものが約半分ある。

計画の構成や内容については、大綱や都道府県計画のほか、他市町村の計画も参考にして検討していただきたい。

#### **質問：③ 現行法の下での市町村における「子どもの貧困対策計画」策定状況について**

**回答：**都道府県計画については、改正前の法律で努力義務となっており、47都道府県で策定済である。市町村計画については、145市町村が策定済(令和元年6月12日現在)で、全体約1600市町村の8%くらいでまだまだ少ない。

市町村計画は、改正法により国の大綱と都道府県計画を勘案して策定することとされており、国の大綱を示せば市町村計画の策定も本格的にスタートするであろうと思われる。

**質問：④ 計画にもとづく市町村の施策実施の財政的裏づけについて**

**回答：**国の財政措置としては、地域子ども未来応援交付金（国の補助金）により、子どもたちと支援を結びつける「地域ネットワーク」の形成に向けた、地方公共団体の取組の初期段階を支援する。また、市町村計画の策定に向けた、子どもの貧困に関する実態調査にも交付金の活用が可能であり、実態調査の業者委託や調査項目の選定をシンクタンク等に委託することも出来る。

また、法律の付帯決議により、計画を策定する市町村の負担軽減に努めることとなっており、国において、先進的な調査を集めて、全国で共通して使える調査項目を示したい。

今年度中に調査項目を取りまとめたいが、公表はもう少し先になる。自治体間で比較可能な項目（地域の特色に左右されない項目）を考えており、共通項目は多く設定できないかもしれない。

**《質疑応答》**

**問：**市町村が計画策定のために行なう実態調査の項目案はいつごろできるか。

**答：**遅くとも3月末までには策定する。今いくつかの自治体の調査項目を全部見ながら分析しているところで、公表できるぐらいの精度になるまでにはまだ少し時間がかかる。

市区町村に目を移せば移すほど、地域性がかなり違う。例えば長野県で、海を見たことがあるかないかで、機会の提供があるかどうかを聞こうとしている例がある。市町村全部で使える項目というのは20とかそれぐらいではないかと思っている。

国が示す調査項目は、あくまで側面支援の意味なので、それがなければ調査できないというものではない。

**問：**町はすでにいろんな法律に基づく施策を実施していて、それぞれなりに目標や計画を立てている。それと一体に子どもの貧困対策計画を立てるということだが、子どもの貧困という枠で物事をみるということ、貧困対策の視点、考え方がきちんと定まらないと、現在の施策もそういう目で見ないということになりかねないと思うが。

**答：**現行の大綱には25の指標を並べてあり、分りやすいところでいくと子どもの相対的貧困があるが、目標値は定めていない。法律が出来た時から相対的貧困率の目標値は定めた方がいいのではないかという議論はあったが、子どもの相対的貧困率は可処分所得だけで見ていて、現物をいくら給付しても数字の増減には影響しない。例えば子ども食堂とか学習支援教室とかでいくら頑張っても、可処分所得は増えないので数字に影響しない。子どもの相対的貧困率に目標をかけると、目標値を達成するために現金の給付策ばかりというようなことが起きる。そうすると、民間団体の活動には支援がいかないというようなことになり、目標が厳しいと言う議論になって目標値は定められていない。

いろんな指標を見ながら、政策判断をしなければいけない。今新しい大綱では、39から40前後にしましょうという動きになっている。子どもの貧困を何で見るとかという難しさがある。いま国の方ではこうした指標の全体の動きを見ながら、貧困の実態を測っていこうとしている。次の5年間でより良い指標でどんなものがあるかというのは、引き続き調査研究していこうということにしている。

**答：**地域子どもの未来応援交付金のところで、実態調査、計画策定を支援できる改定になっている。この交付金は自治体が直接実態調査することも出来るが、業者に委託して実施することも出来るので、実態調査するにあたって、シンクタンクなどに委託して、調査項目など協議しながら決めて調査し、課題が明らかになったもので計画策定したり、自治体の力だけでなく外部の機関を活用することに使っていただくことも可能である。

**答：**地域の資源を使いながらやっていただくのが一番いいと思う。

**問：**子どもの貧困という枠をつくってもらうということに意味があるという話であったが。

**答：**一つ項目をたてていただければありがたい。既存計画の一部というところと独自計画というところは半々ぐらい。

実際はそこに載せる政策というのは、再掲。それでもやはり子どもの貧困対策というのを、一つの項目として立てていただくというのは、意識を形成することになる。

子どもの貧困と子ども食堂がくっつきすぎると、貧困の子どもがいくところみたいに見られて、逆効果になってしまう。そういうところから我々も、「子ども未来応援」という表現にしている。皆さんもそうした配慮をしていただくことが大事だと思う。

**問：**親の経済状況が例えば子どもの歯の治療率に大きくかかわっているという話も聞くが、子どもの貧困対策としてそういうことも何か考えているか。それともそれはあくまでも福祉の方の施策なのか。

**答：**子どもの貧困対策の中に生活保護だとか困窮者自立支援なども含まれており、子どもの医療費の話であれば、未就学児の自己負担割合が2割に変わっている、特に児童手当とか経済的支援のほうも家計管理の観点から、支払い回数を増やしている。こうした福祉施策も、これからの大綱に盛り込もうと考えている。

**問：**市町村で調査したり、調査結果をまとめたりするのに、専門家の知見を活用する場合、参加できる専門家の名簿があると助かる。策定が集中するし、専門家も足りないのでは。

**答：**交付金を使って実態調査し分析までした自治体に聞いてみると、まず地元にいる方を探す、さらに地元のNPOに誰かいい先生いますかと聞いて探してみる、ダメなら町と委託契約したシンクタンクみたいなどころにいい先生いま

すかといろいろ候補を出してもらって選んでいくというようにやっている。まずは地元から探すという感じだ。

この問題の有識者は、子どもの貧困だけをやっているというよりは、貧困全般をやっている中で子どもをやっているとか、労働問題をやっている中で子どもの貧困問題をやっているとか、そういう例が結構多いので、県のそういう担当に聞いてみるのもいいと思う。

**問：**民事執行法を改正して養育費をみるようにするんだという話があったが、これは離婚した場合に必ず養育費を出すという方向になるということか。

**答：**離婚した当事者は相手ともしゃべりたくない。いろんな理由で離婚に至っているので、DV がからんでいたりすると、分かれる相手と協議したくないという前提のもと、養育費という制度が動いてきている。これまではそれに対して、当事者でないと相手の財産を立証できないような形になっていたので、しり込みするケースが非常に多かった。養育費って誰のための権利かということ、間違いなく子どもである。子どもの権利を、親が相手と話をしたくないから放棄してしまうケースが多かった。まず親が使いやすい制度にしましょうというのが、今回の民事執行法改正というものだ。改正の趣旨が貫徹されるためには周知が徹底されなければならないと思う。

**問：**子育て支援計画を立てているが、子育て支援ということで赤ちゃんから高校生、大学入学まで切れ目のない支援としてやっている。ただ、貧困だったり、虐待だったりということ、多分入れていかないといけないだろうなと思って、取り組んでいるが、例えば歯科に通うという場合、医療費ということもあるが、連れていく時間がないとかの問題になってくると、雇用だったり男女雇用均等だったりというようなところも、入れないといけないかなと思ったりしている。そうすると、子育てということの中で、いろんな分野の連携した包括的な計画を立てていかなければいけなくなるのかなと思う。

**答：**全く同じ苦しみを私たちも味わっている。子どもの貧困対策と一言でいうことは簡単だが、いろんな事情が密接にかかわっている。例えば厚労省は児童虐待に関わっているが、やはり貧困が児童虐待に影響を与えることもあるし、DV とかいった暴力に貧困が関係していることがあり、施策をどこまで入れるかという問題はあると思う。

いま大綱の方には、そういう意味では、虐待の問題を全て入れると児童相談所の拡充などどんどん入ってくるので、基本的には虐待のことは虐待の分野の方でお願いをしているところである。

今の大綱でいくと児童虐待とか青少年育成施策なんかは、具体的には何も書いてないが、その分野とは連携していくということ、明記している。計画を立てていく中で、どこに入れるかということ、一つの裁量だが、漏れてしまう部分も、何かに連携していくと入れるだけで、連携先の課にとっても意識する形になる。

**問：**実務をやっていると思うことだが、給付を保護者に出すが、本当にそれが子どもに届いているのか、こちらでは把握できない。そうした関りが、悩みの種だ。

**答：**有識者会議でもその部分は議論があった。お金を渡せば貧困から脱出できるとは思わない。生活そのものの支援とかしていかないと難しいということで、金銭面だけでなく様々な支援を組み合わせると効果を高めるといふように言われている。

とりわけ次の大綱の一つとして生活の支援の中に入れようと思っているが、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者のケアの中で家計管理とかが入ってくる。お金を渡してもそれをうまく使えないというようなことも含めて、支援の在り方というのは考えた方がいいんだろうと思う。

**問：**子ども食堂は岩美町でもやっているが、貧困の方が少ない、親御さんがそろっている家庭、おじいちゃんおばあちゃんもいる家庭の子どもさんが、連れ立って子ども食堂に行く、スタッフの方たちに「この状態で進んで行っていいのかな」という思いがあると聞いている。

**答：**全国3千とか4千の子ども食堂があると言われているが、貧困の子どもとか虐待を受けた子どもとか、ターゲットをものすごく狭めた子ども食堂は、圧倒的に少数派だと思う。

団体の動きを見ていると、学習支援と組み合わせて子ども食堂をやっている事例の場合は、学習支援をそのまま子ども食堂の方に流す形でうまくやっているが、初めて子ども食堂だけでやった場合に、貧困の子どもたちだけを対象にするとすると、相当の秘匿性が担保されなくなかなか来れないんじゃないかと思う。

子ども食堂は、もともとは地域の共生食堂で始まって、1人で食べてる高齢者の方とか障がい者の方など含めて、みんなで食べたらご飯おいしいねと始まっていった結果、どうもこの子は様子がちょっと他の子と違うなという子がいて、その子どもたちの気づきになった場所が今子ども食堂になっている。

次の子ども食堂のめざすべき姿、ぜひお願いしたいなと思っているのは、気づいたときに自治体とつながっていただいて、支援の窓口に合わせて行ってもらう、物理的に連れていくかどうかは別にして、紹介してもらう。そういう形で自治体と子ども食堂が連携することができれば、たとえ間口が広くても、1ヵ月、2ヵ月していれば、ちょっと様子がおかしいことなど分かってくる、それで段取りしていただければ、いちばんいいのかなと思っている。

子ども食堂を広めている社会学者の湯浅誠さんの言葉を借りると、青信号と赤信号と黄信号があるが、貧困の子どもたちは黄信号ないし赤信号だとすると、そういう子どもたちは青信号の子どもたちがいる場であれば絶対に行かない。とりわけ黄信号の子どもたちは、自分たちが青でありたいと思っていながら黄色という状態で、青信号の子がいないところへは絶対に行かないと言っていた。

やはり間口を広くして、結果としていろんな家族が来るかもしれないが、それでも1人とか2人でも注意を要する子どもが発見できれば、目的に資するものはあるのかなと思う。

**問：**実際そういう子どもたちは車もないとか、働いているとかで食べに行けないとか、参加していないのが実態のようだ。

**答：**進んでいるところだと、学校とNPOが連携して学校の中で子ども食堂をしている例が出てきている。大阪の小学校の例だが、週3回、家庭科室を使って朝食を出す。貧困である必要はない。そこに行くことでいろんな気づきがあると聞いている。NPOの方々が気づいた気づきを学校の先生と共有することで、先生も知らなかったことを知ることができると聞いている。行政と民間団体の連携の好事例だと思う。

## 調査先2 東京都荒川区役所

### ○荒川区の取組（説明）

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、議員立法により平成25年6月に成立した。

それまでは、国をあげての取組ではなく、住民に一番身近な自治体がそれぞれの課題として取り組んできた。

荒川区は、平成16年に「区政は区民を幸せにするシステムである」を区長発信として掲げ、職員一人ひとりが区を幸せにするために何が出来るかを考える組織となった。

当時は、非正規雇用者の増加による所得格差の拡大が進み、将来に希望が持てない人々の増加が問題視され始めた。そして、弱い立場にある子どもたちへの影響が深刻化した。

平成21年5月に「子どもの貧困問題検討委員会」を庁内に設置して各部課で検討を始めるとともに、同年10月、一般財団法人荒川区自治総合研究所を発足した。

子どもの貧困を発生させる原因を解きほぐし、その問題の解消に資する施策を検討する「子どもの貧困、社会排除問題研究プロジェクト」をスタートさせた。研究プロジェクトは、当分野の研究者、専門家だけでなく、区の関係部署も参加した。

子どもの貧困は、多面的で外からは見えにくい家庭内の事態であり、個人情報保護が絡んで実態は必ずしも明らかでなかった。しかし、有効な施策を講じるために、実態を可能な限り把握することに努めた。

住民に身近な基礎自治体である荒川区は、子どもや保護者との関りが広く、日常的につながりがあることで既存の統計データを活用、ケース・スタディをもとに結果分析を行った。そして、子どもの貧困に至るリスクと決定因子、及びそのプロセスを明らかにした。

ケース・スタディには、ケースワーカー、保育士、小中学校の校長、養護教諭など、様々な立場に関わる人たちから貧困状態にあるケースをあげてもらった。

そこで、子どもの貧困は必ずしも経済的問題だけでなく、親の疾病や養育力のなさなど、非経済的要因も絡んだ複合的な問題であることが明らかになった。

子どもの貧困、社会排除に陥るプロセスとして「リスク」と「決定因子」の存在があることを確認、リスクを抱えた世帯がマイナスの決定因子を持った場合に子どもが貧困状態に陥ると考えられることがわかった。

平成23年8月「最終報告書」の公表をし、荒川区子どもの貧困、社会排除問題検討部会を設置した。検討事項、内容等の整理をし、区として進められるものは早急に取り組んだ。

早期発見のための情報共有、庁内に関係セクションの職員で構成するプロジェクトチームを設けて、早期発見のために窓口職員等のスキルアップや個人情報保護の仕組みづくり、児童相談所設置に向けた課題などの検討を行った。

そして、「妊娠・出産時」「就学前」「学齢期」「奨学金制度」「ひとり親家庭等」に分け、具体的に様々な事業を実施してきた。

行政だけで解決できない地域の力を活かした「子どもの居場所づくり事業」を平成27年度に開始した。学校や地域の民生委員、子どもに関する機関から紹介を受けている子どもたちが参加、週1回開催、現在6団体である。

また、地域の方たちが多世代も参加できる子ども食堂を立ち上げた。8団体がある。その中で不登校や学業不振で高校進学をあきらめていた子が触発され、高校進学を果たした、など成果もあげている。

平成27年10月より「子どもの未来応援国民運動」が始動。国、自治体、民間の企業、団体等による応援ネットワークを形成。官民の連携、協働により、すべての子どもたちが未来に夢と希望を抱き、安心して暮らせる社会の実現を目指している。

地域には、行政の支援を受けずに学習支援や生活支援に取り組んでいる人たちや、何か支援したいという気持ちを持つ人がいる。そのような善意をいかせる場を作っていくことが、私たちの役割と思っている。

これからも、地域とともに子どもの笑顔をつくる取組を頑張りたい。

## 《質疑応答》

**問：**フードバンクのことをもう少し教えていただきたい。

**答：**色々な企業等よりお米とかの食材を集めて無料で提供しているところ。フードバンクだけでなく、フードドライブという形で清掃リサイクル推進課が家の中であまっている調味料、レトルト食品等の食材を区役所等を集めて各居場所、必要な方のところへ配っている。食品ロスという対策と含めて実施している。フードバンクは食材を集める銀行で、色々なところへ提供している。荒川区内のフードバンクは、企業等より米等の提供を受けている。フードバンクだ

けでなく、すぐ近くに足立市場というところがあるが、事業者から大根、県外の方が野菜やメロン等を送ってくださったり、地域の方からお米をいただいたりしている。ちょっとずつでもいただけている。年1回くらいであるが、銀座千疋屋からも、消費期限があと1ヶ月の商品等もどこかで使っていただきたいということで提供していただいている。いろいろな食材が集まってきて、居場所さん等にとりにきていただいて、食事の中に使っている。なかなか家ではでこない、食べれないものを提供させていただいている。

**問：**フードバンクの拠点、お世話はどこがしているのか。

**答：**一般社団法人の会社で、もともと生活保護、浮浪者対策の支援をしている団体がフードバンクという形で活動していたので、はいつていただいている。その会社は、茨城に田んぼを持っているのでお米等提供していただいている。

**問：**資料1頁を見た時に最初に感心したのが、当面は不幸を減らす取組ということ。もう少しその発想にたどりついたあたりについてお聞かせいただきたい。

**答：**不幸を減らす取組は区長からの発信。区として幸せにするシステムのドメインを出された時に、何が幸せかの観点は様々で難しく、特に災害等があると一気に幸せ度は下がる。東京大学の名誉教授が区長に、まず幸せ度ははかれないなら不幸だと思ふ人を減らせば、反面で幸せに向かっているのではという話があり、その方々が困っていることを減らしていくことに取り組むことで区民の幸福度を上げられるのではということから始まった。

**問：**自治総合研究所は、どういう人たちで構成されているのか。

**答：**基本的には、外郭団体だが、区の職員を派遣し、財団としての専任で大学の博士課程のドクター等にその期間、研究員になっていただいている。現在、職員が8人いて、区からの派遣（職員）が5名、非常勤職員が3名いて事務等している。あと研究員として大学院で博士号をとった方等に入っていたり、プロジェクトごとに専門分野があるので、その時には先生方を招致させていただいてプロジェクトに関わっていただいている。プロジェクトは、いろいろなものを組んでその都度、区に提言をおこなっている。

**問：**最初からこのプロジェクトに社会排除問題、社会排除という観点をいれた理由は。

**答：**ちょうどこの平成20、21年が年末に派遣村ができた時であり、ワーキングプア、非正規雇用の方々の格差社会が一番言われてきた中で、子どもの貧困ということだけではなく、社会から排除されていることが課題として出ている。子どもの貧困対策という言葉だけでなく社会排除問題がプロジェクトとして出てきた。

**問：**学習支援事業の学びサポートはオープンでしているのか。

**答：**オープンだ。各学校に毎年参加できるように照会し、教育委員会を通じて申込していただいている。学校の中でも、「あらかわ寺子屋」という形で放課後の居残り補充学習をしているが、なかなかそこだけではうまくいかないという

か、同じ学校の子たちの中でするのが嫌な子もいるので、学びサポートはその子の学習の度合に応じて声かけをして実施している。

**問：**区内の小学生は何人いるのか。

**答：**8, 788人。特別支援学級が98人。8, 900人位である。

**問：**ソーシャルワーカーは、2千人弱に1人か。

**答：**そうなる。まだまだ、実際には中学校区に1人と言われていることによると、中学校は10校あるので4人では足りない。

**問：**保育士奨学金の制度だが、生活保護を受けている方も貸付が受けれるのか。

**答：**基本的には、保育士の方は、18歳以上の方になるので、基本的に大学、専門学校に行く場合、生活保護からは外れている。

**問：**こども食堂は、集まってくるのはみんな歩いてか。

**答：**歩いてか自転車。

ただ、小さいお子さんとかは来る時はいいが、帰りは8時半とか遅い時間になるので、ボランティアが集団で何人か近くまで送っている。そういうところもある意味団体の負担になっているが、送ることによって両親に会える。居場所に来ている子どもの中には、育児放棄している親もいるので、親に会えることによって、家庭の状況がわかるとともに、親と信頼関係が持てる。親を変えないと子どもの貧困はどうにもならない。

**問：**荒川区は食品ロスに強く取り組んでおられるが、食品ロスの対応と子ども食堂には何かつながりがあるのか。

**答：**もともとは、それぞれの観点で行っていた。子ども食堂は食材を必要とする。食品ロスにどう対応するかという中で、一緒になって活動ができないか、あまってしまう物をまわすしくみができないか。検討し、ネットワークができた。おかげで、単体の子ども食堂だと食品ロスといってもそこだけに渡すとかはなかなかできないのが、ネットワークができたことにより集まった食材を全体でまわすことができるようになり、フードドライブとつながった。それまではそれぞれ単体で動いていた。ネットワークができたことにより、余った食材をいろんなところで活用しようということになった。

**問：**早期発見のための取組で、1回ではつながらないと思うがどんなふうに努力しているのか。区の職員のスキルアップはどうしているのか。

**答：**職員は、最終的にいろんな部署に動く。それぞれのやっている課の仕事、お互いの職員同士で連携をしていこうと言われていて、その課だからそこでおしまいにはしないようにということ。あわせて、職員研修の1つとして、就業後に荒川ビジネス職員カレッジというのがある。特に若手職員は2年間週1回いろいろな先生の講義を聞いたり、管理職が講師になって区政の課題を研修している。自分の仕事外の業務であっても、社会情勢ということで勉強し知識を増やしていく、色々な視野を広げる研修をしている。色々な課とつながっていく、知り合いをつくることにより視野を広げる。次に思いをはせること

ができるように、平成18年くらいから実施している。毎年70名から90名くらいの職員が受けている。イコールですぐ結果が出るわけではないが、職員の人材育成をしている。

**問：**子どもの居場所にきている子どもは、ケースワーカーから紹介された子どもか。

**答：**基本的には居場所はクローズだが、居場所さんの活動をする時になるべく規制はしたくない。ボランティアの活動であるので、気になる子どもを紹介したり、ボランティアは地域の人なので、心配な子に声掛けをしてもらうこともOKとしているし、団体が支援が必要な子だと認めさえすれば、区としては対象児童としてOKにしている。区で区別はしていない。子ども食堂は、基本的に誰でもOKで、親子で来て食事している家庭もある。高齢者、多世帯共生食堂を目指して、地域での開かれた食堂と考えているところもあるので、色々な方がいる食堂になっている。

**問：**区の基本姿勢で、区民を幸せにするシステムであるということだが、取組をとおして区民の意識の変化、受け取りは変わってきているか。

**答：**相談があった時に、相談ができる体制はつくっている。区民もこの基本姿勢は知っていただいていると思っている。

**問：**自治総合研究所は、区が設立して運営しているのか。

**答：**基本的には、出捐金という形でだし、外郭団体として法人格をもたせている。基本的には区とは別団体で職員を派遣したり、本を出版して収益をあげてはいるが、活動の中身は区の業務なので、資金的なところは区が運営経費ということを出している。

**問：**最終報告書等を作るとき、アンケートをとりがちになるが、それぞれのケースを参考に政策をおしてくるとういうこともこういう場合はいいのかと思うが、個人情報のこととか、重たいケースとかあったりすると思うが。

**答：**この報告書も、色々なケースがあり、なぜ貧困に陥ったのか、細かく何が要因かみていった。私達行政だけですと学術的な出し方やわからないことも、自治総合研究所のドクターに入っていただくことにより、しっかり検証とカリスクを見ていただき最終報告書を作り出した。冊子にまとめる時には、個人情報はわからないようにしてまとめさせていただいた。

**問：**報告書が取り上げているケースは、日常業務の中でつかんでいることを深掘したということだな。

**答：**そうだ。

**問：**就学前の在宅で育児している2歳までの家庭を民生児童委員が訪問されるのは、年1回か。

**答：**年1回である。

**問：**子育てされている方に直接お会いして、生活実態を把握したり、困っておられること等も聞いておられるのか。

**答：**民生児童委員も、高齢者の方は比較的把握しておられるが、若い方で特に転入等して来られた方はわからなかったり、若い方も民生児童委員って何？と言われてしまう。何かあった時に民生児童委員がいることを知ってもらおうという意味もこめて、特に在宅で他とつながっていないお宅に行っていたらいい。そうすることにより、外国籍の方も、どこに相談すればよいのかわからなくても、見知った人がいることでつなぎにもなっている。

### 調査先3 東京都文京区社会福祉協議会

#### ○文京区社会福祉協議会の取組（説明）

文京区には19の短大・大学があり、教育の町と言われている。

人口22万人程度で、近年の高級マンション建設ラッシュで、より良い教育環境を求め若い世帯が入ってきて増加傾向にある。高齢化率は20%前後だが、古い町なので町会・自治会が残っている。

文京区社会福祉協議会の職員は50人程度で、介護保険事業はやっていない。

組織として特徴的なのは地域福祉コーディネーターの存在と、フミコム（地域連携ステーション）という市民活動センターを運営していること。

以前は、住民等の相談は窓口で行っていたが、窓口への来訪は限られており、困りごとを拾いきれていなかったが、地域福祉コーディネーターは、自分たちから地域へ入って行き、いろいろな相談を拾い上げ、解決を支援している。地域福祉コーディネーターの仕事は、個人支援と地域支援である。個人支援はさまざまな問題を複合的に抱えながら、一つひとつが福祉や支援制度に該当しないような、制度の狭間（制度でつなげない）の相談を解きほぐしながら、専門機関と一緒に解決している。

地域支援は、子ども食堂や子どもに限らない居場所づくりなどの設立や運営の相談、支援も行っている。

#### 《子ども食堂の文京区の位置づけ》

「貧困対策ではなく、家庭の事情による孤食等の状況にある子どもに地域ぐるみで関わること」

子ども食堂は、貧しい子が来ているとか、貧困層のための施設というイメージだが、そういう子どもだけの場所ではなく、地域との交流の場としてとらえている。

また、若い世帯が増えるなか、共働きで夕飯を子どもだけで食べたりする家庭も増え、子どもの孤食や孤立を皆で考えようという位置づけでもある。

#### 《居場所づくり》

常設の「こまじいのうち」は、誰でもがふらっと立ち寄れる居場所づくりの先駆けで、有料だが月300～500名が利用している。

その中に様々なプログラムがあり、高齢者が対象の「こまじいキッチン」や、若い

お母さんの交流が目的の「ばびぶ☆ベビーの会」もやっており、子ども食堂もプログラムの中の一つ。

プログラムのない時間も大事にしている、誰でもふらっと入ってこられる場所になっている。

こういう施設の利用者は高齢女性が多いが、「こまじいのうち」では年齢や性別に偏りなく利用されており、多世代の居場所になっている。

「こまじいのうち」ではその活動の中で、「直接本人にはいえないが心配だ」という相談が上がってきていて、ちょっとした愚痴や相談は運営スタッフが聞いてくれるが、そこだけで解決できない相談は地域福祉コーディネーターにつなげてくれている。

問題が進んでしまうと、多くの人に関わらないと解決できなくなってしまうので、早い段階で課題を早く見つけることが結果としてコストを安く解決できる。

文京区社会福祉協議会では子ども食堂の助成金制度を作っており、今年度登録されている団体は10団体だが、助成金をもらわずに活動している団体も2～3団体あり、助成金をもらう前から活動している団体や、助成金をきっかけに始めた団体もある。

「こまじいのうち」のような常設、自主・総合的運営＋互助＋交流の居場所を多機能型とっており、週1回程度、互助＋交流機能を中機能型、月1回程度、交流機能だけは単機能型と分類している。多機能型が単機能型をサポートしたりする関係にあり、活動と活動を支え合うためにも多機能型は重要だと感じている。

## 《質疑応答》

**問：** 貧困対策でない居場所づくりとして子ども食堂をしておられると思うが、行政との関わりはどうか。また、助成金があると思う。社会福祉協議会は行政から委託されて実施しているのか。

**答：** 行政とは、絶えず日々連絡をとりあって現場で役割分担して実施している。行政はなかなか小回りが利かない部分を、社会福祉協議会が手を差し伸べる形で実施している。委託ではない補助金を行政からいただいている。社会福祉協議会がおこなう居場所等の事業は、予算要求の際に事業ごとに積み上げをし、財源を行政からいただいている。私達も日々現場に出て行き、地域がどんな課題を抱えているかを逐一行政に伝え、すぐ施策につなげられなければ、試しに社会福祉協議会が地域とやってみて、方法がみつければ、逆にこういった施策はどうでしょうと区の方に提案している。行政とは、密に連携している。

**答：** 相談業務も子ども家庭支援センター、教育センター、スクールソーシャルワーカーなど相談機関の分担がある。制度にはつなげれないが子ども食堂につなげれないかという相談等がそこからあり、社会福祉協議会と一緒に訪問して子ども食堂につなげたりするなどしている。

**答：** 行政に寄せられる課題、要望も福祉だけでなく、子どもの子育て教育等複数の部署にまたがっている。そうなると、役所は縦割りになってしまい、横の連携が取りづらい。そこを社会福祉協議会が取り持っていくこともしている。

**問：**地域福祉コーディネーターが10名いらっしゃるが、社会福祉協議会の職員か。資格をもっているのか。

**答：**社会福祉協議会の職員で、福祉の相談全般にのれる社会福祉士の資格を持っている、または取得見込がある者。全員常勤職員で、人件費は、地域福祉コーディネーター分は生活困窮者の相談の財源、介護保険の総合事業の生活支援コーディネーターの移送部分を受けているのでその部分を財源に持ってきている。いろいろな財源を組み合わせながら、10人まで膨らませてきた。

**問：**介護保険は、文京区社会福祉協議会はしていないのだな。

**答：**他の事業者があるのでしていないが、連携はしている。

**問：**相談があれば地域に入っていくやすいが、はじめはどうしているのか。

**答：**住民の方は、相談事があると認識されるかたの方が少なく、自分が相談を受けるべき存在なのかというのも曖昧なので、最初は色々な地域のイベント、活動に顔を出すことからスタートした。地域福祉コーディネーターと言っても、何を相談するのというところからスタートした。行政に言っても難しいみたいでという案件があったら、社協も行政と相談しながら関わりますねという形で入っていった。いろいろなところに相談というのではなく、地域に入っていく関わっている。聞いてくる。

**答：**相談というより、世間話をしている中から拾ってきているみたいな感じ。

**問：**住民の人たちには、こんなこと言っているのだからという思いもあるだろうし、そもそも自分が困っている事が相談事になるという認識がない方もたくさんいると思う。

**答：**地域の中には、キーパーソンの方がいらっしゃる。情報が集まってくる人が必ずいるので、そういう方達と常日頃から仲良くなって、いろいろなポイントで会っていくと情報が入ってくる。

そういう中で、困っている方の相談だけでなく、子ども食堂をしてみたいという話もある。それを拾って行って、最初から主体性を持つことは難しいので、主体性を引き出せるようなお手伝いをコーディネーターがするという感じ。

**問：**居場所をとおして、早期に問題、課題が解決につながったということはあるのか。

**答：**たくさんある。居場所だけではなく、緊急につながってきた相談を居場所で受け止めることもある。相談、発見だけでなく、孤立している人がそこに行ってボランティアとして活躍したりということもある。

**答：**ひきこもりとかで、自分が誰からも必要とされていないと閉じこもっていた方が、居場所に引っぱりだされたことでおのずと役割をあたえられ元気になるケースがある。

**答：**居場所とサービスが大きく違うところは、サービスは提供者と受ける方ははっきりしてそれが嫌な方も多いが、居場所はその時は受ける方でも次はする方になったりと役割が交換されるというかそれが居心地の良さに繋がっている。

**問：**荒川区の話で、早期に状況をつかむことが肝心だと説明された。

**答：**居場所には、そこにいろいろな担い手の方も集まってきて情報交換がされる。私達もそこでひろえることがあり、働いている方だとふつうだったらなかなかつかまらない方でも、住民の方の活動の中でタッチができたりすることがある。

**問：**荒川区は、貧困対策としてクローズな子ども食堂も運営されているということだったが、文京区はそういう需要はないのか。

**答：**需要はある。

文京区は格差が大きいので、貧困層だけが集められるのを嫌がる。子どもも感じる。誰もが来ていい場所になっている。ただ、そういうニーズは専門職をとおして発見したり、住民や学校が発見したりして、わからないように受け止めている。行政の方針としてもはっきりしていて、偏見をもたれないように細心の注意を払って子ども食堂をしていかないといけないというのが文京区の合意である。

**答：**文京区は、すごく教育熱心な家庭が多い。区立小学校を卒業した4割が、私立の中学校を受験して公立の中学校に進学しない。恐らく都内で一番。文京区特有の現象だが、塾に行くことは当たり前。行ってない自分は貧乏という図式になってしまっている地域特性がある。だから、子ども食堂＝貧乏な家庭の子が行くというイメージがついてしまったので、そういうところに自分だけ行くことに親も子も抵抗がある。わからないように、いろいろな人が来てねとする中で、大勢のうちの1人という形で参加するというようにしないと、そういう子ども達もきてくれない。

**答：**就学援助の利用者が、文京区で1,000人いるが、格差がすごいのでその人達が困ったと言いだせないのが地域の課題。他の地域だとグループができて仲間になれるのだが、仲間になれない。問題が大きくなってからやっと発覚する。学校、子ども家庭支援センター等と連携して、早いうちに対応できるようにと考えている。

**問：**子ども食堂に来ている地域の大人は、ボランティアか。

**答：**食べに来ている高齢者もいる。大人は300円、子どもは無料である。ボランティアスタッフ、食べにきている高齢者。大体が、どなたでもどうぞと言っている。包括支援センターの職員が、一人で食べるのは大変という方を連れてきたりしている。

**問：**どんな事情がある人でも詮索されないでいられるということだな。

**答：**詮索はされない。ちょっと気になる子がいた場合、あまり子どもの情報は住民には言えないが、私達が気にかけている子ですというくらいは伝えている。伝えることにより、父親からネグレクトを受けていた子が、子ども食堂に行ってボランティアに全部吐き出せたというケースもある。

**問：**社会福祉協議会がされている、ふれ愛いきいきサロンがあるが、子ども食

堂との関わり、関わっている組織もあるのか。

**答：**ふれ愛いきいきサロンだと、運営費が2千円くらいしかでないが、子ども食堂だと助成金が、月に1回1万円で2回まで助成金が出る。子ども食堂をやりたい方は、子ども食堂の補助金を選択される。

ふれ愛いきいきサロンでも食事会みたいなことをされているところはあるが、子どもを対象にしているのではなく高齢者を対象にした食事会をされている。

常設型の居場所は、プログラムとして子ども食堂やふれ愛いきいきサロン、介護予防が入っていてそれがひとつになりましたという形である。

**問：**ふれ愛いきいきサロンを利用している方が、ボランティアとして子ども食堂に関わっていただくこともあるのか。

**答：**ある。

#### 調査先4 総務省

##### ○事前に提出した質問とそれに対する回答

##### **質問：マイナンバー制度及び安全性について**

**回答：**行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する基盤

##### ①マイナンバー制度の目的

- ・日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）を付番。
- ・行政事務の効率化、情報連携による行政手続きの簡素化のため、マイナンバー法に定められた、社会保障・税・災害対策分野の事務において利用される。また、利用事務に関して必要な限度で利用される事務においても取り扱われる。
- ・マイナンバーは本人確認と共に使用。取得・利用・提供・保管・安全管理などに一定のルールがあり、マイナンバー法に定める場合以外のマイナンバーの収集・保管は禁止されている。

##### ②マイナンバーとマイナンバーカード

- ・マイナンバーは、本人の意思にかかわらず日本国内の全住民に付番された12桁の個人番号のことで、行政事務において利用される。利用主体や利用範囲は法律で限定されている。
- ・マイナンバーカードは、本人の申請に基づき市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付されるプラスチック製のカードで、マイナンバー使用時の本人確認（「番号確認」と「身元確認」）を1枚で行えるようにした、顔写真、個人認証ICチップが入ったカード。

##### ③マイナンバー（マイナンバーカード）の安全性

- ・利用主体や利用範囲を法律で限定。税・社会保障・災害対策の3分野で個別に規定があり、分散管理を実施しているため、マイナンバーを知られても個

人情報を調べることはできない。

- ・情報を一元管理する仕組みとしない。漏洩禁止、法定されていない収集・名寄せの禁止など厳格に管理される。また、マイナンバーカード自体に情報は集約されない。
- ・なりすまし防止のため、本人確認（「番号確認」と「身元確認」）が義務付けられている。

#### ④マイナポータル

- ・マイナンバーに関係する行政機関での自分の情報のやり取りや情報の確認ができる個人用のサイト。
- ・自宅のパソコンなどから各種お知らせの受信、官民の各種手続きなどのサービスの提供。

### **質問：マイナンバーカードの活用方針について**

**回答：**マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、利活用を強力に促進し、マイナンバーの利活用を図る。

#### ①マイナポイントを活用した消費活性化策の実施

- ・消費税率引き上げに伴う消費活性化策として、令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用する。
- ・マイキープラットフォームの改修や、制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築など、利用環境の整備を進める。
- ・キャッシュレス化でマイナポイント（プレミアムポイント）を国費で付与。マイナポイントはマイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーIDを設定した人が使えるポイント。
- ・利用者がキャッシュレス決済サービスをひとつ選択してマイナポイントを申し込み、当該決済サービスにおいて「前払い」または「物品等の購入」を行った場合に、マイナポイントを当該決済サービスのポイントなどとして取得、利用できる。

#### ②マイナンバーカードの健康保険証利用

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。全国の医療機関ができる限り早期かつ、円滑に対応できるよう令和4年度中に概ねすべての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を公表。
- ・医療機関の読み取り端末、システムの早期整備に十分な支援を実施する。
- ・令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を公表し、国家公務員や地方公務員によるマイナンバーカードの取得を促進する。

#### ③令和4年度中に国民のほとんどがマイナンバーカードを所有することを目指す。

- ・安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点か

ら、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を公表する。

- ・全市区町村に対し、必要な財政支援を実施して、交付円滑化計画の策定などを推進する。

#### **質問：マイナンバーカードを所持する利点について**

**回答：**・市町村での厳格な本人確認のもと交付されるので、顔写真付きの身分証明書として利用できる。

- ・個人認証 IC チップ内蔵でインターネットなどにより、どこからでも安全・確実に本人を証明できる。
- ・全国のコンビニで住民票の写しを受け取れるほか、口座開設などの大切な手続きも、どこからでも安全にできる。
- ・公務員や民間企業での、マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証として使用。
- ・今後、住宅ローンなどの金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、契約者の負担が軽減される。
- ・マイナンバーによる情報連携（行政手続きの際に住民が行政機関などに提出する書類を省略可能とするため、マイナンバー法に基づき異なる行政機関の間で専用のネットワークシステムを用いたやり取りを行うこと）により、子育て、介護、被災者支援をはじめとしたさまざまな手続きがワンストップでできる。
- ・その他、健康保険証、マイナポイントによる消費活性化、海外からのインターネット投票などの海外利用、カジノ施設の入場管理など。

#### **質問：普及について**

**回答：**・全市区町村の交付円滑化計画の推進。

- ・俳優を起用した政府広報を積極的に実施。
- ・ポスター、リーフレットなどを、各業所管官庁や地方公共団体を通じて積極的に配布し、各分野の事業者や関係団体などの協力も得ながら、広く周知。
- ・幅広い世代に向けて、動画放映、雑誌広告、WEB サイト記事などの多様なマスメディアを活用した広報を順次実施。
- ・地方公共団体に対し、来庁者への申請勧奨及び申請受け付け、出張申請受け付けの実施、国の機関などにおけるモデル事業の実施、申請サポートの実施、住民への周知広報などの取り組みを依頼。

[参考] マイナンバーカードの交付率 令和元年11月1日現在

全国：14.3% 鳥取県：11.4% 岩美町：11.7%

#### **《質疑応答》**

**問：**マイナンバー制度導入後のロードマップ案で、令和2年5月に通知カード廃止と記載されている。これはどういうことか。

**答：**通知カードは、最初に番号をお知らせしたもののだが、転出、転入、氏名が変わった時には、情報を書き換えることが必要。これが住民、窓口にとったら負担になっていると聞く。この通知カード自体は身分証明としては使えないもののだが、お知らせから3年半が経過して、企業等で自分のマイナンバーを使う時にマイナンバーの提示の機会が一巡したのかなということで、先の通常国会で廃止が決定し、令和1年5月から廃止がおこなわれている。ただ、書き換えがなければ、引っ越し等していなければ、引き続きそのまま使える。引っ越し等した場合は、マイナンバーカードを作るか、マイナンバー付きの住民票をとっていただいて番号とりをしていただくという制度改正をしている。番号自体は変わらない。

**問：**コンビニ交付だが、導入コストについては特別交付税での措置があるということだが、ランニングコストの面で費用対効果が低いという評価が出ているかと思うが、使用料的な部分については何か考えておられないのか。

**答：**特別交付税については、導入から3か年はランニングコストを見ているし、件数を踏まえながら毎年見直しも実施している。また、コンビニに納める手数料も引き下げを実施している。導入が進んでいる団体としては、窓口サービスとして支所等でしているのをコンビニでするということで費用対効果をだしている取組をしていることも聞いている。

**問：**岩美町では470万円のランニングコストを見積もっていたが、1年で下がっている可能性も高いということか。

**答：**毎年下げているし、見積りも変わっている。

**問：**健康保険証についてだが、保険証そのものはなくなるわけではないな。

**答：**現在、政府の中で決められているものとしては、健康保険証を認めないということにはなっていない。ただ健康保険法の中で原則として、マイナンバーカードの電子証明書を使う。少なくとも令和4年までには健康保険証を持って行っても使えるが、最終的に全ての国民がもって、医療期間が読み取り機器整備を完了した時にどうするのかは、事務コストもかかっているので今後議論がされる。

**問：**個人単位に番号をつけるということだが、これはどうなるのか。

**答：**厚生労働省からは、個人を本人確認するには世帯番号ではなく、個人にするときいている。

**問：**保険証の交付については、世帯別だが、個人にきちんと番号がついているということだな。

**問：**マイナンバーカードの利用促進、利用拡大が進めば進むほど、個人データが集約され、医療給付の減額につながったりとか、保険税のアップにつながったりという懸念が住民にあるらしく、集約されると、そもそものマイナンバーカードの元の公平と公正につながるかと思うが、住民の中には国が一元的に個人的な情報を集約できるシステムをもって、保険税の増額につながったり、医

療給付の減額につながったりという懸念の声に我々はどう対応すべきか。

**答：**厚生労働省で、マイナンバーカードを使うことにより本人確認できるのではということで保険証としての利用をきめていただいている。情報は、マイナンバーカードはあくまでもアクセスキーであり、情報管理は、各機関で責任をもって管理するのでどこかに情報を集めて一元管理するわけではない。保険者であれば保険者が情報を持っている。保険診療の話になると、医療過誤とか、保険証の再発行等で膨大な事務費がかかっている。そういったところで、医療保険でかかっている事務コストの軽減につながるのではということも、今回導入を決めていただいた背景になっている。情報はしっかり守られる。

**問：**住民から、今よりもマイナスの成果がでるのではという問いに、明確に全く心配がないとともに、公平、公正を確保するための道具として、事務負担の効率化を図る材料であるというようなことを、市町に答弁材料を送っていただきたい。

**答：**健康保険証をマイナンバーカードとするメリットを住民に伝えていく必要があると思っている。厚生労働省とも協力して、しっかり広報していきたい。

**問：**鳥取のようなローカル地域は、特に若者でもこういった電子的なものを使う機会が少ない。東京の若者と、鳥取の若者を比べると、近代的な生活でもかなりの差がある。コンビニでの対応でも、ランニングコストも含めて大変な懸念が発生していることも実態を踏まえていただき、しっかりとした財政的な支援をお願いしていただきたい。

**問：**イベントの時に、マイナンバーカードのPRをした。高齢者が多いイベントであったが、高齢者の意見として、申請が面倒くさい、それから写真をとらないといけないことに抵抗があるということだった。窓口に住民票等取りに来られた時に、申請しませんかというのが、写真がいるというとちょっと今日とは言われてしまう。普及の仕方として、どうしても役場窓口だけでは難しいかなと思うので、公民館事業やイベント、老人クラブ等の会議等でやっていけたらと思っている。それからどうしようかなと思っているのが、入院している方も最終的にはとらなければいけないとなったら、福祉関係、医療機関等と連携する必要があるのかなと思っている。実際必要なのはそういう方だと思っている。他市町の取組、特に交付率の高いところの取組例を参考にしたいので情報をお願いしたい。

**答：**言われるとおり、福祉施設、病院は大変と思っている。ぜひ積極的に進めていただくように我々もお願いしている。取組事例もでてきているので、また紹介させていただく。